



環交第1329号
平成23年10月5日

社団法人建築業協会 会長 様

大阪府知事
(公印省略)

建設工事業者への大阪府流入車規制の周知について（依頼）

日頃から、大阪府政の推進に格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、流入車規制につきましてもご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、この大阪府の流入車規制は、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染の状況を改善するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づき、平成21年1月1日から実施しています。これまでも流入車規制についての周知に努めるとともに、検査・指導を行っているところですが、いまだに、府民から、建設工事現場等において適合車等標章（ステッカー）の表示のないダンプやトラックが発着しているとか、適合車等標章（ステッカー）を運転席に置くなど所定の位置に適切に表示していない車両を使用して作業をしているといった通報が寄せられています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、再度、貴会の会員団体等を通じ事業者の皆様へ下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者を通じ、下請業者に対しても周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 会員事業者への周知を依頼する事項

(1) 対象自動車で大阪府域（対策地域外の6町村を除く。）を発着する場合は、次のような義務があること

- ① 自動車NO_x-PM法の車種規制適合車等の使用（条例第40条の15）
- ② 適合車等標章（ステッカー）の表示（条例第40条の16第1項）

〔ステッカーは、車体前面右側（やむをえない場合は右側面の前部）（窓ガラス部分を除く。）の見やすい箇所に貼り付けてください。〕

※対策地域内の建設工事現場で、高所作業車、レッカー車、コンクリートポンプ車等（8ナンバーの特種自動車）を使用する場合は、対策地域を発着する運行をしたこととなります。

- (2) 工事受注業者は、次に該当するときは「荷主等」に該当すること
- ① 貨物等（廃棄物を含む。）を他の者（貨物運送事業者又は産業廃棄物収集運搬業者）に委託して、工事現場から又は工事現場に運送させるとき（運送の発地又は着地が対策地域内である場合に限る。）（条例第40条の14第4項第1号）
 - ② 購入、借入れ又は譲受けをした物品等（建設資材等）を工事現場に運送させるとき（運送の発地又は着地が対策地域内である場合に限る。）（条例第40条の14第4項第2号）
- (3) 「荷主等」には、次のような義務があること
- ① 車種規制適合車等を使用するよう求めなければならないこと（条例第40条の19第1項及び第2項）
 - ② 車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、記録しなければならないこと（条例第40条の19第4項）
- (4) 罰則
- これらの義務付けについては、
- ・ 車種規制適合車等使用命令違反 → 50万円以下の罰金（条例第115条）
 - ・ 適合車等標章の表示命令違反 → 30万円以下の罰金（条例第116条第1号）
 - ・ 適合車等標章の交付対象車以外の自動車への使用 → 30万円以下の罰金（条例第116条第2号）
- 等の罰則があります。
- (5) その他
- 大阪府は、府民等から通報が寄せられたときは、現場事務所等への問合せや現状確認のための調査を行う場合があります。

2 参考

- (1) 流入車規制の詳細については、次のURLのページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyu/index.html>
- (2) 同封のちらしは、次のURLのページにも掲載しています。
<http://www.pref.osaka.jp/attach/7401/00000000/tirasi.pdf>
- (3) 適合車等標章（ステッカー）の交付手続きについては、次のURLのページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyu/koufuseikyu2.html>

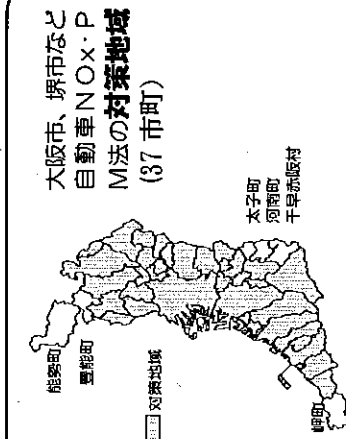
問 合 せ 先

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課
自動車排ガス規制・指導グループ
担当 今井、東、三宅、服部
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16
大阪府咲洲庁舎21階
電話 06-6210-9587 (直) FAX 06-6210-9575

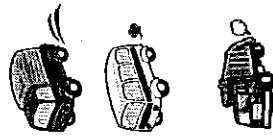
流入車規制に係る適合車の使用義務 について（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等は、規制地域内での発着ができません。

1 規制される地域は？



2 規制される自動車の種類は？



- 対象自動車
- 1、4ナンバーのトラック、バン（一部、6ナンバーを含む）
 - 2ナンバーのバス、マイクロバス（一部、5、7ナンバーを含む）
 - 8ナンバーの特種自動車

人の運送の用に供する乗車定員11人未満（救急車等）のものを除く

- ※ 緑ナンバー、白ナンバー、ディーゼル車、ガソリン車も規制対象
- ※ 軽自動車、二輪自動車、乗用自動車（3、5、7ナンバー）及び特殊自動車（0、9ナンバー）は規制対象外

3 流入できる自動車、流入できない自動車は？

お持ちの自動車の車検証の「備考」欄をご覧ください。

車検証

【記載内容】

使用車種規制(NOx・PM)適合 ↑ 流入できます (車種規制適合車)

この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 ↑ その有効期間満了日まで流入できます (経過措置対象車)

この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 ↑ 流入できません (車種規制非適合車)

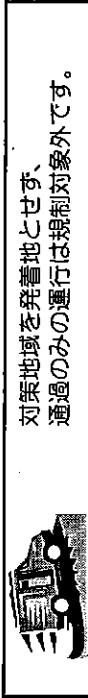
(注) 平成14年10月1日以降に初度登録された車種規制非適合車には、別途、猶予期間の規定が設けられています。(詳しくは、大阪府流入車対策のホームページをご覧ください。)

4 規制の内容は？

(1) 対象自動車に対策地域を発着地とする運行(*)を行う場合は、車種規制適合車及び経過措置対象車(適合車等)を使用しなければなりません。

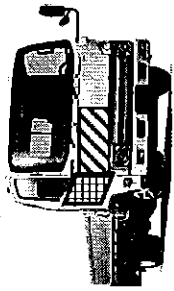


- (*) 「荷物の積卸し」「人の乗降り」「作業」などを伴う運行です。
- (*) 「業務用」「業務用以外」ともに規制対象です。



【罰則】 適合車等使用命令違反には、50万円以下の罰金

(2) 対策地域を発着地として運行する適合車等には、府が交付するステッカーの表示が必要です。



ステッカーの交付手続きは
流入車対策のホームページ
をご覧ください。

斜線(やむを得ない場合は格子
線)の部分に表示(貼付)して
ください。

【罰則】 ステッカー表示命令違反には、30万円以下の罰金

(3) 府域の荷主等、旅行業者などにも義務があります。

貨物又は旅客の運送を委託する場合や物品を購入等して運送させる場合は以下の義務があります。



① 適合車等使用の求め
契約書等で運送事業者や購入先等に適合車等の使
用を求めなければなりません。

② 適合車等の使用確認及び結果の記録
対象自動車の発着の際、適合車等が使用されてい
るかステッカー等で確認し、結果を記録しなければ
なりません。

【罰則等】 適合車等の使用の求め違反には、改善勧告
確認・記録命令違反には、20万円以下の罰金

5 よくあるご質問

Q1 府内の事業所への運送は年に1回程度であっても、ステッカーの表示が求められますか。

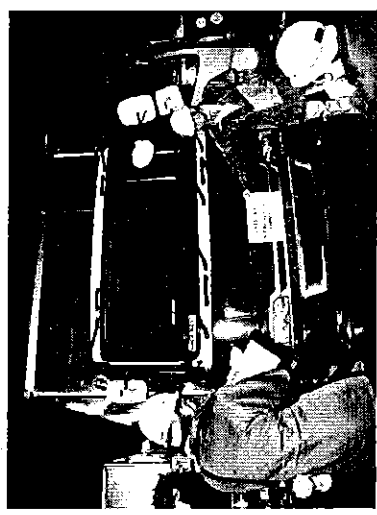
A1 頻度にかかわらず、対策地域を発着する対象自動車(適合車等)には、府が交付するステッカーの表示が必要です。


Q2 通過交通は規制の対象外ですが、バス旅行でトイレ休憩のため停車する場合は規制の対象となりますか。

A2 トイレ休憩は通過の範囲に含まれます。また、労働基準法で義務付けられている休憩や、信号での停止、警察官に停められた時など、法令上停まらなければいけない場合も、通過に含まれます。

Q3 非適合車の取締りはどのように行っていますか。

A3 車が多数集まる施設での検査や荷主等の記録、通報等に基づく検査などを行います。



詳しくは 流入車対策 

URL <http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/index.html>

(お問い合わせ)

大阪府交通環境課 TEL:06-6210-9587